



花と緑と水の町

三股町

# 三股町木造建築物等地震対策促進事業 (木造住宅耐震改修総合支援事業)

## 〈補助金申請マニュアル〉



令和2年(2020年)  
三股町 都市整備課 建築係

本事業は宮崎県木造住宅耐震診断士が耐震診断を実施した住宅で、診断結果の構造評点が1.0未満であった木造住宅を、耐震改修後の構造評点が1.0以上となることを目的として実施する耐震補強設計（補強案の検討や設計図書の作成、工事の積算など）及び耐震改修工事を実施する場合の費用の一部を所有者へ補助するものです。

（用語の定義）

・耐震診断士

宮崎県木造住宅耐震診断士として県に登録された建築士で耐震診断を行う者をいう。

・耐震診断

耐震診断士が宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき行う耐震診断で、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（一財）日本建築防災協会発行）によるものをいう。

・耐震補強設計

耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画（上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）を1.0以上にするもの）で、耐震診断と同様の方法によるものをいう。

・耐震改修

耐震診断の結果が評点1.0未満のものを、1.0以上とする耐震補強工事をいう。ただし、原則として増築に係る工事は含まないこととする。

---

1. 申請の前に確認すること

(1) 補助対象の確認

a) 住宅の条件（次のすべてに該当すること）

① 三股町内に存するもの

② 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

※原則「建築確認通知書」「概要書」での確認となりますが、無い場合は「登記簿」「課税台帳」等で確認することになります。

③ 一戸建ての木造専用住宅、又は一戸建ての木造併用住宅（延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用途に供されているものに限る。）であるもの

※混構造建築物（木＋鉄骨、木＋鉄筋コンクリート等）は対象外となります。

④ 地上階数が2以下であるもの

⑤ 原則として、住宅の現況が「建築基準関係規定」に適合しているもの

⑥ 耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い建築物又は倒壊する可能性がある建築物（評点が1.0未満のもの）

※耐震診断の際に補助を受けているかは問いません。ただし、補助を受け

ていない場合は事前受付段階で提出を求めます。

- ⑦ 耐震補強設計及び耐震改修工事等を行った住宅でないもの
- ⑧ 大臣認定を受けた建築材料又は構造方法を用いた住宅でないこと
- ⑨ 過去に同種の補助金の交付を受けた住宅でないこと

b) 補助対象者の条件（次のすべてに該当していること）

- ① 補助対象住宅を所有し、かつ、この住宅に居住している者又は事業完了後速やかに居住する者

※所有者確認は、「建物登記簿」や「課税台帳」等で確認することになります。

※登記上の所有者が亡くなっている場合は、下記の書類が必要となります。

- ◆ 亡くなったことが分かる書類：住民票（除票）
- ◆ 申請者と所有者の関係を示す書類
- ◆ 申請者が対象住宅に居住していることを示す書類または空き家の誓約書

- ② 町税等を滞納していない世帯

※未納があっても申請書提出までに完納が確認できた場合は対象者とします。

- ③ 補助対象者又は現に同居し、若しくは同居しようとしている親族が、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと

## (2) 補助金額

### ■ 総合支援（耐震補強設計＋耐震改修工事）

耐震改修工事に要した費用の5分の4以内、かつ、100万円を限度とする。

#### 【補助金額算定表】

耐震改修工事費の見積り税抜き金額＝ ① \_\_\_\_\_ 円

①の見積り金額×4/5＝ ② \_\_\_\_\_ 円（千円未満切り捨て）

②の金額と上限額（100万円）と比較して小さい金額＝ ③ \_\_\_\_\_ 円

③の金額＝補助金額

※税抜の金額で算定を行います。（消費税は補助対象外です）

## 2. 事 業 の 流 れ

### (1) 事前受付（年間を通して随時）

- a) 受付場所 三股町役場 都市整備課 建築係（2階3番窓口）
  - b) 受付できる方 住宅所有者又は住宅所有者が委任する方
  - c) 持参するもの 耐震診断書（令和元年度までに耐震診断の補助を受けていない場合）  
委任状（住宅所有者でない場合）
- ① 町予算等の状況により、事前受付順に補助受付をご案内いたします。

### (2) 設計業者（宮崎県木造住宅耐震診断士）の選択→見積→申請

- ① 宮崎県ホームページ「宮崎県木造住宅耐震診断士の登録について」のページにある「登録台帳の閲覧」を選択します。
- ② 耐震補強設計の見積書と耐震改修工事の**概算見積書**を依頼します。
- ③ **概算見積書**を参考に工事まで行うのか検討した上で、申請を行ってください。
- ④ 役場窓口での交付申請等の書類提出は、耐震診断士等に委任しての代理申請が可能な制度です。

### 見積書の作成上の注意

- a) 総合支援のうち「耐震補強設計」の対象となる費用は、以下のとおりとなります。
    - ① 建物の再調査に要する費用  
※補強箇所の選定を目的とした調査以外の費用は、対象外となります。  
※耐震診断補助を受けていない場合や耐震診断士の変更等で再度耐震診断を行う必要がある場合でも、再耐震診断費用は対象外となります。
    - ② 耐震補強設計の業務に要する費用
    - ③ 耐震改修時の設計監理等に要する費用
    - ④ 上記費用に関する諸経費
  - b) 総合支援のうち「耐震改修」の補助対象となる費用は、以下のとおりとなります。  
※リフォーム工事に関する費用は対象外となります。リフォーム工事が含まれる場合は、**見積書を「リフォーム費用」と「耐震改修費用」に明確に区別して提出してください。**
- 補強工事費用
- ・木 工 事：筋交い、合板、金物等の新設
  - ・基礎補強工事：既存基礎の増打補強、基礎のひび割れ補修、玉石基礎足固め
  - ・屋根改修工事：軽量化を目的とした葺き替え
  - ・減 築 工 事：耐震性能の向上を目的とした減築
- 付帯工事費用
- ・仮 設 工 事：補強工事を行うために最低限必要な範囲の仮設
  - ・内 外 装 工 事：内外装復旧は原則、現況仕上同程度とし工事対象範囲は下図とする
  - ・建 具 工 事：建具復旧は原則、現況の再利用とする。ただし、補強工事が原因で取替えを要する場合のみ、同程度仕様の新設費とすることができる

- ・設備復旧工事：設備機器は原則、現況の再利用とする。その他補強工事に伴う配管や配線の切り回し、改修に伴う設備機器（便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付け
- ・解体工事：補強工事に伴う解体、廃棄物処理

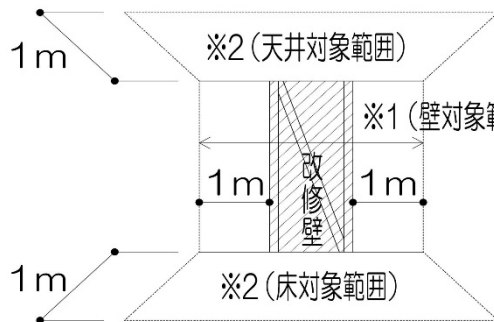
○その他費用

- ・現場管理等：補強工事に伴う現場管理

※設計監理費用は、「耐震補強設計」で計上してください。

○上記費用に関する諸経費

(工事対象範囲)



○外壁・内壁の工事対象範囲は「※1」とする。

○天井・床の復旧工事対象範囲は「※2」とする。

※1：耐震改修する壁幅に両側最大1mを加えた範囲

※2：耐震改修する壁面から最大1mの範囲

(3) 申請書の提出

a) 申請書類は以下のとおりです。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 別紙事業計画書
- 委任状
- 代理受領の場合、代理受領申出書（申請）
- 上部構造評点の分かる書類（耐震診断交付確定通知書・耐震診断書（耐震診断時図面を含む））
- 附近見取図
- 配置図（境界線からの距離敷地内建築物の図示）
- 各階平面図（床面積が計算できるもの）
- 建物写真 ※補強対象建築物の外観4面
- 見積書の写し（設計+工事）
  - ※耐震補強設計と耐震改修工事が分かるようにすること。
- 建築時期のわかる書類の写し（建築確認通知書・登記簿・課税通知等）
- 登記簿（建物）
  - （無ければ、課税通知の写しでも可）申請書提出3ヶ月以内のもの
- 滞納のない証明書（世帯）
  - （町税等が滞納のないことを証明する書類）申請書提出3ヶ月以内のもの
- 誓約書兼同意書（個人用）
- 振込先金融機関通帳の写し添付
- その他町長が認めた書類

b) 「総合支援」の申請書類については、以下の点に注意してください。

- 建築当時の図面の場合は、現況との整合確認や訂正を行って利用してください。
- 住宅の建築時期及び所有者の確認ができる書類を添付してください。
  - ・ 建築時期の確認：建築確認通知書、記載台帳証明書、登記簿、課税台帳、課税通知等
  - ・ 所有者の確認：登記簿、課税台帳等
- 登記上の所有者が亡くなっている場合は、以下の資料を添付してください。
  - ・ 亡くなったことが分かる書類：住民票（除票）
  - ・ 申請者と所有者の関係を示す書類
  - ・ 申請者が対象住宅に居住していることを示す書類または空き家の誓約書  
※住所が対象住宅であれば滞納ない証明書で可。
- 住宅の建築時期及び所有者の確認ができる書類を添付してください。
- 申請書及び添付書類の申請者印は、全て同一の印（認印可）を使用してください。
- 登記簿や滞納のない証明書は原則、申請日から3ヶ月以内に発行されたものとしします。
- 配置図には、敷地内の建築物、境界線からの距離を明記してください。
- 各階平面図には、床面積が計算できる寸法線を表示してください。
- 各様式は町ホームページからダウンロードできます。
- ★三股町トップページから  
「くらし・手続き」⇒「引越し・住まい」⇒「住まい」⇒「木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します」
- 申請前に耐震補強設計、耐震改修工事を行った場合や、補助金交付決定通知書が通知される前に耐震診断士等と耐震補強設計や耐震改修の契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- 耐震診断の際に補助を受けていない場合は、耐震診断士による耐震診断書一式を添付してください。
- 耐震補強設計に使用するプログラムが耐震診断時と異なる場合（バージョンアップによる違いを除く）は、耐震補強設計で使用するプログラムにて再度耐震診断を行い、耐震診断書一式を添付してください。その際の経費は補助対象外となります。
- 提出された申請書類のお問い合わせに関しては、申請者、代理者のみに回答いたします。申請者、代理者以外の方からの連絡の場合は、対応できません。

#### (4) 交付決定の通知

- ① 申請書類の審査終了後、町から「交付決定通知書」が交付されます。
- ② 町から申請者へ郵送にて送付されます。なお、申請書提出から送付までは2～3週間程度となりますが、申請書に不備がある場合は遅れることもあります。
- ③ 交付決定後に不正が判明した場合や工事の内容が設計と違うことが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

#### (5) 耐震補強設計業務、耐震補強設計報告書の提出

※耐震補強設計の契約は、交付決定通知日以降に行ってください。

- a) 「耐震補強設計」については、以下の点に注意してください。

- 現地調査を行い、耐震診断の内容の再確認を行ってください。また、耐震診断時から変更がないか（建築基準関係規程違反を含む）を確認してください。
- 調査時の写真（天井裏、床下、室内等）を撮影してください。
- プログラムの種類は問いませんが、計算方法は「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（一財）日本建築防災協会発行）に準拠している必要があります。
- 原則、耐震診断の際に使用したプログラムの最新版で行ってください。
- 診断結果の総合評価「1.0未満」が、「1.0～1.5未満」になることを最低達成目標として耐震補強設計を行ってください。
- 過度な補強は補助対象外となる場合もあります。
- 計算上において、最も効果的な位置に補強を行ってください。
- 補強箇所及び補強仕様がわかる改修用の図面（平面図、軸組図）を作成してください。

- b) 「耐震補強設計報告」の報告書類については、以下の点に注意してください。
- 補強箇所及び補強仕様がわかる改修用の図面（平面図、軸組図）を添付してください。
  - 金物を設置する場合は、柱等柱脚金物計算（N値計算）を添付してください。（告示仕様による金物選定も可能です。）
  - 耐震補強設計調査時の写真を添付してください。

#### (6) 耐震補強設計確認の通知

- 報告書類の審査終了後、町から「耐震補強設計確認通知書」が交付されます。
- 町から申請者へ郵送にて送付されます。なお、申請書提出から送付までは2週間程度となりますが、申請書に不備がある場合は遅れることもあります。

#### (7) 耐震改修工事

※耐震改修工事の契約は、耐震補強設計確認通知日以降に行ってください。

- a) 「耐震改修等」については、以下の点に注意してください。
- 原則、補強図面どおりに工事を行ってください。
  - 既存耐力壁の箇所や仕様が耐震診断時の図面と整合しているかを確認してください。
  - 全ての補強箇所の写真を撮影してください。
  - 写真の撮影箇所及び撮影方向が分かる図面を作成してください。

#### 工事写真の撮り方

- 補強方法が同じでも、全ての補強箇所についての写真が必要です。
- 施工前と施工後が分かる写真が必要です。
- 仕口金物部分は、ビスの本数等が分かるように接写してください。
- 耐震改修工事完了後の工事写真の提出にあたっては、改修を行う部分の施工前・施工中・施工後の写真をご提出ください。写真の提出がない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

## (8) 変更の確認、設計変更

○現場と工事図面との相違や不具合が確認された場合は、設計変更が必要になります。

(例) ・既存耐力壁の箇所や仕様が図面と異なっている

・補強予定箇所に補強材(金物)が入らない

○設計変更手続きが必要かを判断するため、必ず町担当者へ連絡してください。

○現場で確認された変更内容にて、再度耐震補強設計を行ってください。

○設計変更の種類は、以下のいずれかになります。

- ・変更承認を要する変更⇒ 耐震改修計画の大幅な変更  
補助金額の変更
- ・軽微な変更⇒ 上記以外の変更

■設計変更の手続き方法は、以下のとおりです。

	変更承認を要する変更	軽微な変更
提出時期	変更内容確認後速やかに	実績報告書提出時
提出書類	・補助金交付変更承認申請書(様式第4号) ・交付申請時書類のうち変更のもの	・交付申請時書類のうち変更のもの(実績報告書に添付すること)

## (9) 中間検査

○工事の途中で、耐震改修が適正に施工されているかを現地にて確認する検査です。検査を行う際はご協力をお願いいたします。

○検査を受けるタイミングは、補強箇所が最も目視できる時期とします。

○検査については、以下の点に注意してください。

- ・検査は町の担当者が行いますので、希望日の3日前までに予約してください。
- ・検査前日までに中間検査申請書(様式第10号)を提出してください。
- ・検査箇所の目視及び計測ができるようにしてください。
- ・検査当日は現場代理人のほか、設計者又は監理者の立ち会いをお願いします。

## (10) 実績報告の提出

※事業が完了したときは、実績報告書類を速やかに提出してください。

a) 実績報告書類は以下のとおりです。

○完了実績報告書(様式第11号)

○別紙事業実施報告書①、②

○委任状(申請時と別の方に委任する場合)

○補助金交付決定(変更承認)通知の写し

○耐震改修工事(設計+工事)の契約書

○耐震補強設計及び耐震改修工事の領収書(設計+工事の合算金額(税込)でも可)

※代理受領の場合は、自己負担額(=総事業費-交付決定額)分の領収書を提出してください。



- 代理受領の場合、代理受領申出書（完了）
- 耐震改修工事の写真（全ての補強箇所）
- 使用した補強金物リストを添付
- 交付申請から変更がある場合、その内容が分かるもの（補強方法・見積内訳の変更等）
- 補助金請求書（様式第 13 号）
- 代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状（様式第 14 号）
- 変更がある場合、変更内容が分かるもの
- その他町長が認めた書類

b) 実績報告については、以下の点に注意してください。

- 契約書の契約日が、各交付決定日以降になっているかを確認してください。
- 報告書及び添付書類の申請者印は、全て同一の印（認印可）を使用してください。
- 軽微な変更がある場合は、申請時書類のうち変更になるものを添付してください。
- 全ての補強箇所の工事写真を添付してください。
- 町への請求書の日付は、抜いた状態で提出してください。

#### (1 1) 交付確定の通知

- 実績報告の審査終了後、町から「交付確定通知書」が交付されます。
- 町から申請者へ郵送にて送付されます。なお、報告書提出から送付までは1～2週間程度となりますが、報告書に不備がある場合は遅れることもあります。

#### (1 2) 補助金支払い

- 交付確定日から2～4週間後に指定口座に入金されます。入金予定日は確定通知の郵送書類内に記載されています。

○本事業に関する詳細は、以下のHPもご覧ください。

申請書類等の様式は、町ホームページにて掲載しておりますので、ダウンロードして作成してください。

★三股町トップページから

「暮らし・手続き」⇒「引越し・住まい」⇒「住まい」⇒「木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します」

#### 〈申請書類のお問い合わせ先〉

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町 都市整備課 建築係 TEL：0986-52-9065（直通）

FAL：0986-52-4944（代表）

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

（祝・休日及び12月29日～1月3日を除く）

町ホームページ：https://www.town.mimata.lg.jp/main

メールアドレス：kentik-k@town.mimata.lg.jp

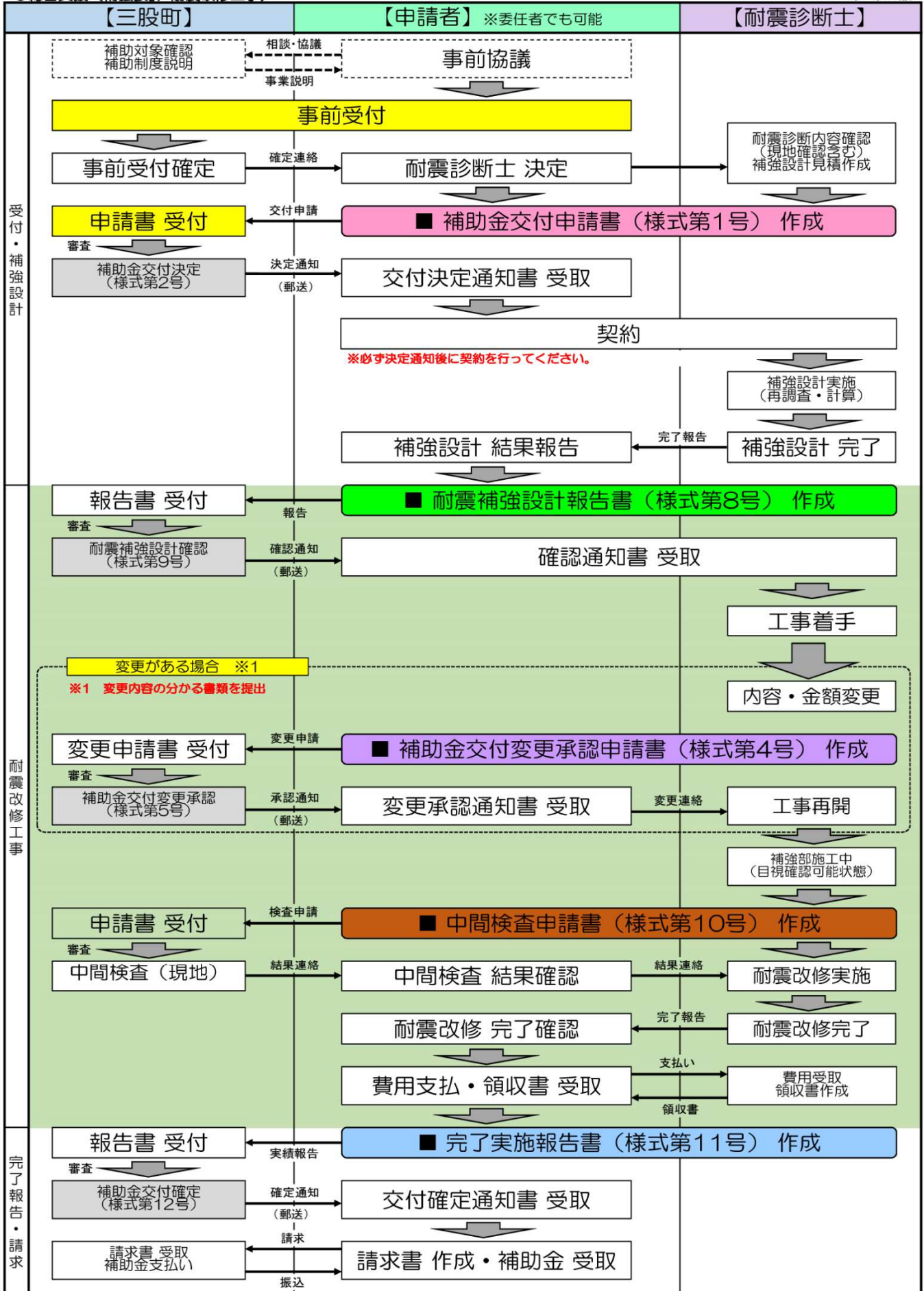


2020.04.01版

# 「木造住宅耐震改修総合支援事業」に係る補助手続きの流れ

●総合支援（補強設計+耐震改修工事）

2020.04.01版



受付・補強設計

耐震改修工事

完了報告・請求

御見積書 (参考例)

年 月 日

〇〇〇〇 様  
2,750,000 円(消費税込み)

工事名 〇〇〇〇 耐震改修工事

工事場所 三股町大字榑山●●●●番地

住所 三股町大字長田0000番地0  
商号又は名称 ▼▼建設㈱  
代表者氏名 □□ □□ 印

No.	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
A-I	直接工事費	耐震補強	1	式		910,000	
A-II	耐震補強設計	耐震補強	1	式		200,000	
A-III	諸経費	耐震補強	1	式		200,000	
	小計(A)					1,310,000	補助対象内
B-I	直接工事費	リフォーム	1	式		850,000	
B-II	リフォーム 設計・監理費	リフォーム	1	式		170,000	
B-III	諸経費	リフォーム	1	式		170,000	
	小計(B)					1,190,000	補助対象外
C	小計	(A)+(B)				2,500,000	
D	消費税相当額		1	式		250,000	
E	合計					2,750,000	

P-1

No.	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
A-I	直接工事費	耐震補強					
1	木工事		1	式		420,000	
2	基礎補強工事		1	式		160,000	
3	内外装工事		1	式		210,000	
4	設備復旧工事		1	式		120,000	
	小計(A-I)					910,000	

P-2

No.	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
1	木工事	耐震補強					
a	〇〇〇〇〇〇		11	m <sup>2</sup>	10,000	110,000	
b	□□□□□		20	m <sup>2</sup>	10,000	200,000	
c	▽▽▽▽		10	m <sup>2</sup>	10,000	100,000	
d	◇◇◇◇◇		1	式	10,000	10,000	
	小計(1)					420,000	
2	基礎補強工事	耐震補強					
a	●●●●●		4	m <sup>2</sup>	10,000	40,000	
b	■		1	式	10,000	10,000	
c	▼▼		1	式	10,000	10,000	
d	◆◆◆◆		10	m <sup>2</sup>	10,000	100,000	
	小計(2)					160,000	
3	内外装工事	耐震補強					
a	〇〇〇		10	m <sup>2</sup>	10,000	100,000	
b	□□□□		10	m <sup>2</sup>	10,000	100,000	
c	▽▽▽		1	式	10,000	10,000	
	小計(3)					210,000	
4	設備復旧工事	耐震補強					
a	●●●●●●		10	m <sup>2</sup>	10,000	100,000	
b	■		1	式	10,000	10,000	
c	▼▼▼		1	式	10,000	10,000	
	小計(4)					120,000	

P-3

No.	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
B-I	直接工事費	リフォーム					
1	木工事		1	式		200,000	
2	内外装工事		1	式		150,000	
3	建具工事		1	式		50,000	
4	ユニットバス工事		1	式		400,000	
5	設備工事		1	式		50,000	
	小計(B-I)					850,000	

P-4